

大分市自治基本条例検討委員会
第8回理念部会

平成22年5月18日(火) 14時から
大分市役所 議会棟3階 第5委員会室

次 第

1. 開 会

2. 議 事

(1) 条文案について

(2) その他(次回開催日程等)

理念部会検討経緯

(H 2 2 . 5 . 1 8)

赤字は指摘された内容を示す

青字は修正した内容を示す

赤枠は議論後の今現在の部会最終案を示す

1. 前文

(1)各委員、案を持ち寄り協議（H21.12.22 第2回部会）。この中で、

大分市の自然や風土等を語る

現状と未来にかけける想い

条例を作る決意

の三段構成の文章であること、「わたしたち大分市民」が作る条例であること等を定め、再度、案を持ち寄り協議することとした。

(2)(1)の協議を受け、再度案を持ち寄り協議（H22.1.14 第3回部会）。委員案のエッセンスを集約して部会案を作成することとした。

このとき、井手口委員が部会を代表して集約することとした。

(3)前文第1案の提示（H22.1.28 第4回部会）

(前文第1案)

わたしたち大分市民は美しく住みよいまち大分市を愛しています。大分市の緑豊かな山々、豊饒の海である豊後水道と別府湾、清らかで水量豊富な大分川と大野川を愛しています。

大分市は古くは豊後の国の国府が置かれた歴史と文化の香りあふれるまちであり、今も産業集積都市として発展を続ける東九州の中心都市です。

わたしたちは十六世紀に国際交流都市を築いた先人の偉業を誇りとし、わたしたち一人ひとりの生きた証が、このまちの輝かしい未来につながることを信じています。

豊かな自然環境と平和で幸福な暮らしを、次の世代に確実に引き継いでいくためには、道しるべが必要です。

そこで私たち大分市民は、市民の権利と責務を相互に確認し、市民主権と協働の権利に基づき、日本国憲法で保障された地方自治の本旨にのっとり、本市の在り方を定めるための最高規範、大分市自治基本条例を制定します。

【前文第1案の考え方】

基本的な作り方

集約を委ねられた委員は、各委員案を基に重要と思われる用語を抽出、文章として再構成した。

このとき、集約委員の想いとして、協議の結果の「大分市の自然や風土等を語る」ことの前に、「私たち市民はこのまちを愛している」というフレーズを入れている。

「まちを愛している」というフレーズは委員の何人かも使用していたが、自治基本条例を作るときの姿勢として、冒頭に持ってくるのが一番インパクトがあるとの判断をしたことによる。

委員修正意見

- ・第1段落で「愛します」というフレーズが2回あるので段落を一つにまとめようか。
- ・最終段落の「平和で幸福な暮らしを次の世代に引き継いでいくために」というフレーズは入れたい。
- ・日本国憲法につながる文章はわざわざ言う必要があるのか。
- ・第5段落と最終段落を統合し、「引き継いでいくための道しるべとして」とした後をずっと取って、「本市の在り方を定めるための最高規範、大分市自治基本条例を制定します」という結びはできないか。

(4)前文修正第2案 (H22.2.5 部会代表者会議、2.12 全体会議提示)

(前文修正第2案)

わたしたち大分市民は、緑豊かな山々、豊饒の海である豊後水道と別府湾、清らかで水量豊富な大分川と大野川を持つ、この美しく住みよいまち大分市を愛しています。

大分市は古くは豊後の国の国府が置かれた歴史と文化の香りあふれるまちであり、今も産業集積都市として発展を続ける東九州の中心都市です。

わたしたちは十六世紀に国際交流都市を築いた先人の偉業を誇りとし、わたしたち一人ひとりの生きた証が、このまちの輝かしい未来につながることを信じています。

わたしたち大分市民は、豊かな自然環境と平和で幸福な暮らしを、次の世代に確実に引き継いでいくための道しるべとして、本市の在り方を定める最高規範、(仮称)大分市自治基本条例を制定します。

他部会委員意見

- ・「次の世代」を具体的に出来ないか。

(5)前文修正第3案(H22.4.6第11回全体会議提示)

(前文修正第3案)

わたしたち大分市民は、緑豊かな山々、豊饒の海である豊後水道と別府湾、清らかで水量豊富な大分川と大野川を持つ、この美しく住みよいまち大分市を愛しています。

大分市は古くは豊後の国の国府が置かれた歴史と文化の香りあふれるまちであり、今も産業集積都市として発展を続ける東九州の中心都市です。

わたしたちは十六世紀に国際交流都市を築いた先人の偉業を誇りとし、わたしたち一人ひとりの生きた証が、このまちの輝かしい未来につながることを信じています。

わたしたち大分市民は、豊かな自然環境と平和で幸福な暮らしを、**わたしたちの子どもや孫の**世代に確実に引き継いでいくための道しるべとして、本市の在り方を定める最高規範である(仮称)大分市自治基本条例を制定します。

他部会委員意見

- ・次世代に受け継ぐものを、具体的に盛り込めないか。

(6)委員意見(H22.4.20第7回部会会議)

- ・子どもたちに教えるというフレーズが1行でも欲しい。
- ・次世代に引き継ぐというイメージは、「わたしたちの子どもや孫の世代に確実に引き継いでいく」というフレーズに込めている
- ・「教育」というものは他の条文で謳う方が良い。
- ・まちづくりの基礎になる自治基本条例で「教育」とか「教える」とかいうものを言うことに違和感がある。
- ・大人も子どももまちづくりに参加することで、まちを引き継いでいける。
- ・子どもが育っていく環境を整えることが重要であり、そういった権利を検証するセクションで議論して欲しい。

《解説案》

前文では、条例制定につながる、大分市に対する市民の想い、大分市の自然や歴史、自治基本条例を定める決意を述べています。

思い：

大分市のまちづくりの基本ともいえる本条例を定めるにあたっては、「わたしたち大分市民が自分達のまちをどのように思っているかを考えること」が重要です。ここでは「大分市を愛しています」と気持ちを述べることで、大分市のまちづくりの基本が市民の大分市への熱い思いであることを訴えています。

自然や歴史：

大分市のまちづくりを考えるには、大分市に住む大分市民であるわたしたちが、この大分市のことを理解することが重要です。そのためにも、前文の中で大分市の自然や歴史、先人たちの努力に思いをはせることを考えました。

決意：

大分市のまちづくりを担うのは他の誰でもない、大分市民であるわたしたちです。そして、私たちが大分市のまちづくりに取り組んでいくのは、わたしたちの子どもたちが将来も健やかに大分市で暮らしていけるようにするためです。そのための道しるべとしての条例を作ることを、この時代を生きる私たち大分市民の決意として述べています。

2. 目的 (H22.1.28 第4回部会、H22.4.6 第11回全体会提示)

(目的案1)

第 条 この条例は、本市における自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民、議会及び執行機関の役割並びに協働によるまちづくりの基本方針を定めることにより、市民主体による自治の実現を図ることを目的とする。

第6回部会(H22.3.29)で議論実施。部会案を詰めるまで至らなかったことから、たたきの参考として本案を全体会に提示。

《解説案》

ここで、本条例の目的を述べています。まず、本条例の目標は「市民主体の大分市のまちづくりの実現」であると考えたことから、結びを「市民主体の自治の実現」としています。

また、本条例は、市民や議会、行政が協力し合って、大分市の自治に取り組むためのルールという面があることから、その役割の明確化を謳い、ともに取り組むという姿勢を打ち出す文章としています。

(2)委員意見 (H22.4.20 第7回部会会議)

・案1は、基本理念、基本原則を明らかにすることと、基本方針を定めることが並列して述語の自治の実現にかかっているが、「するとともに」という接続表現が曖昧ではないか。

・基本理念、基本原則が定められることにより、基本方針が定められ、自治の実現が図られるという構成になるのではないか。

(目的案2)

第 条 この条例は、本市における自治の基本理念及び基本原則を明らかにすることにより、市民、議会及び執行機関の役割並びに協働によるまちづくりの基本方針を定め、以て、市民主体による自治の実現を図ることを目的とする。

(目的案3)

第 条 この条例は、本市における自治の基本理念及び基本原則を明らかにし、市民、議会及び執行機関の役割並びに協働によるまちづくりの基本方針を定めることにより、市民主体による自治の実現を図ることを目的とする。

3. 基本理念（H22.2.12 第10回全体会議、4.6 第11回全体会提示）

（基本理念）

第 条 本市は次に掲げる事項を、まちづくりの基本理念とする。

- (1) 豊かな暮らしの実現を目指すまちづくり
- (2) 市民主権のまちづくり
- (3) 協働のまちづくり

資料及び委員提出案を基に協議（H22.1.28 第4回部会）。委員意見により条文設定。

(1) 委員意見

- ・「人権尊重」という部分に、差別の問題も福祉の問題も含めたものを、「豊かな暮らしの実現」という形で謳えないか。
- ・「豊かな生活」というのは、お金の豊かさでうまく後押ししてもらっていた部分もあったが、これから先、なかなかそうはいかない。隣近所助け合うというような形での福祉とかが必要ではないか。
- ・大分市を良くする権限は私たち市民にある
- ・地方においては、市民の力があるのに、主権者である市民を始め、皆気づいていない
- ・誰かが主体でやるのではなく、みんなで補完してやりましょうという協働の精神が重要
- ・「豊かな暮らし」よりも「幸福な暮らし」とした方が良いのではないか

《解説案》

(1)ここで言う「豊かさ」は、物質的なものにとどまらず、精神的、身体的にも「豊かさ」を実感できるという意味を込めています。個別具体の「福祉」というよりも、広い意味での「市民福祉」が充実した「豊かな」まちづくりのことを指します。

(2)主権者である市民が、主体的、自立的に市政運営に参画できるまちづくりを実現することを指します。

(3)市民、議会、行政がそれぞれ対等の立場で、手を取り合って課題解決に取り組むまちづくりを指します。

(2)委員意見（H22.4.20 第7回部会会議）

・「豊かな」という物質的なものよりも「幸せな」という表現の方がよいのではないか。

・前文案でも「平和で幸福な暮らしを」と謳っているので、整合性が取れると思われる。

(基本理念第2案)

第 条 本市は次に掲げる事項を、まちづくりの基本理念とする。

(1) **幸せな**暮らしの実現を目指すまちづくり

(2) 市民主権のまちづくり

(3) 協働のまちづくり

《解説案2》

(1)ここで言う「**幸せな**」とは、物質的なものにとどまらず、精神的、身体的にも「**幸せ**」を実感できるという意味を込めています。個別具体の「福祉」というよりも、広い意味での「市民福祉」が充実した「**幸せな**」まちづくりのことを指します。

(2)主権者である市民が、主体的、自立的に市政運営に参画できるまちづくりを実現することを指します。

(3)市民、議会、行政がそれぞれ対等の立場で、手を取り合って課題解決に取り組むまちづくりを指します。

4. 基本原則 (H22.2.12 第10回全体会議、4.6 第11回全体会提示)

(基本原則第1案)

第 条 市民及び市は、次に掲げる事項を基本原則としてまちづくりを進めるものとする。

(1) 「市民総参加の原則」

性別、年齢を問わず、全ての市民がまちづくりに参加する原則

(2) 「情報共有の原則」

市政運営、まちづくりに関する情報を市民、議会、行政が共有する原則

(3) 「平等と機会均等の原則」

大分市のまちづくりにおいては全ての市民が平等で均等にまちづくりに参加できる機会を有する原則

資料及び委員提出案を基に協議 (H22.1.28 第4回部会)。委員意見により条文設定。

(1) 委員意見

- ・男性も女性もなしに一緒にやりましょうという形をとる
- ・決定した事に『そうだね』、『それでいいわ』と言うようなレベルではなく、意思形成過程からのレベルの総参加が重要。
- ・「情報の共有」というのは、なければならない話
- ・総参加しようというのに、一方の人は情報が無いということにはならない。
- ・平等と機会均等の中にユニバーサルデザインと多様性というものは重要。
- ・「市民総参加」の中には、性別と年齢というものも含めて「男女共同参画」という考えが重要。
- ・できるだけ大勢の人が参加する、未成年も場合によっては参加するというものが必要。
- ・「性別と年齢を超えている」というところが把握できる、印象できるような表現が必要。
- ・「参加と協働」を打ち出すようなタイトルをつけて、その中に「意思形成過程への市民参加」とか、「男女共同参画」とか、「年齢を問わない協働参画」とかがここに入ってくるというイメージが良いのでは。

《解説案1》

(1)まちづくりの主権者は市民です。その市民が主体的に大分市政に参画することで大分市のまちづくりは進展することから、全ての市民が性別や年齢等に左右されることなくまちづくりに参加することをまちづくりの原則としました。

(2)市民がまちづくりに参画するには、大分市政に係るあらゆる情報を市民が知り得る環境づくりが重要です。そのために、市民、議会、行政の三者が等しく全ての情報を共有するという原則事項として掲げることとしました。

(3)大分市のまちづくりを進めるためには、特定の市民だけで行うのではなく、全ての市民が参加の機会を平等で均等に持つことが重要であることから、この項目を掲げました。

(2)委員意見（H22.4.20 第7回部会会議）

- ・市民の定義がされるのであれば、市民総参加の原則で「性別、年齢」を謳う必要があるのか。
- ・項目と説明の二段構成にする必要はあるのか。
- ・説明文の表現を「原則」で止めない方が良いのではないか。

(基本原則第2案)

第 条 市民及び市は、次に掲げる事項を基本原則としてまちづくりを進めるものとする。

(1)「市民総参加の原則」

全ての市民がまちづくりに参加すること

(2)「情報共有の原則」

市政運営、まちづくりに関する情報を市民、議会、行政が共有すること

(3)「平等と機会均等の原則」

大分市のまちづくりにおいては、性別、年齢を問わず、全ての市民が平等で均等にまちづくりに参加できる機会を有すること

(基本原則第3案)

第 条 市民及び市は、次に掲げる事項を基本原則としてまちづくりを進めるものとする。

(1)市民総参加の原則

(2)情報共有の原則

(3)平等と機会均等の原則

説明は逐条解説で行うこととし、基本原則と表記を合わせるパターン。

《解説案2》

(1)まちづくりの主権者は市民です。その市民が主体的に大分市政に参画することで大分市のまちづくりは進展することから、全ての市民がまちづくりに参加することをまちづくりの原則としました。

(2)市民がまちづくりに参画するには、大分市政に係るあらゆる情報を市民が知り得る環境づくりが重要です。そのために、市民、議会、行政の三者が等しく全ての情報を共有するということが原則事項として掲げることとしました。

(3)大分市のまちづくりを進めるためには、特定の市民だけで行うのではなく、全ての市民が参加の機会を性別や年齢を問われることなく、平等で均等に持つことが重要であることから、この項目を掲げました。

5. 定義

(1) (H22.1.14 第3回部会議論)

市民：**大分市に住む人、働く人、学ぶ人を言う。**

- ・法人も含めて広く捉える。
- ・市民部会の「市内に居住する人、働く人学ぶ人」という考え方と同じで良い。
- ・「市民総参加」の議論の中で、「参加する市民は性別・年齢を問わない」といった意見あり。

協働：市民、議会、行政が**対等の立場**で各々の役割分担のもと、共通の課題解決に取り組むことを言う。

その他

- ・最初から条文上に想定される言葉を定義づけていくのではなく、課題が生じたときに協議していく方が良い。
- ・市、市長等については、現状では固定的に定義をせず、条文の主語は明確な言葉で取り扱う。（「市長及び執行機関は～」等）最終的な条文となったときに類似の主語を取りまとめていく中で改めて定義づけを行うように提案する。

課題

・「『協働』は義務を負わせるものではない」という指摘について、文章表現をどうするか。

・市民部会において、会の議論を進めていくために便宜上「市民」の定義を行っている。現在、「住んでいる人、働く人、学ぶ人全てを広く市民として捉え、事業者等についても働く人に含む」という案と理念部会の「限りなく広い範囲で捉える」という意見を基に下記条文案を検討しているが、この市民部会定義を反映させていく必要はあるか。

市民部会案

(定義)

市民 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に通勤し、又は通学する者

ウ 市内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体（以下「事業者、地域活動団体等」という。）

(2) 委員意見(H22.4.20 第7回部会議論)

市民の定義

・市民部会で議論している市民の定義は、理念部会で言っていることと同様の内容をわかりやすくしたものであり、条例の定義にして良い。

協働の定義

- ・協働の内容は現状でも責務を負わせるものではない。
- ・わざわざ「責務を負わせない」を明文化すると返って混乱する。
- ・厳密に言うと市民、議会、行政は対等ではない。市民が負託者として上位である。
- ・あえて対等を言う必要は無い。
- ・「手を取り合っ」て」というフレーズを入れることで、「対等」と「押し付けでない」というイメージを込める。

市民：次のいずれかに該当するものをいう。

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に通勤し、又は通学する者

ウ 市内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体（以下「事業者、地域活動団体等」という。）

協働：市民、議会、行政が対等の立場で各々の役割分担のもと、手を取り合っ
て、共通の課題解決に取り組むことを言う。

市民部会での（子ども・教育・育成等）に関する検討内容

市民部会では、検討の当初から地域社会におけるまちづくりなどを次世代に引き継いでいくことの重要性が議論されてきた。

また、他部会においても教育の視点が盛り込めないかや、全国的な自治基本条例の文面からも大人にかかわる事項が大半であるなど、何らかの形で子どもに関する条文等を盛り込めないか検討を進めてきた。

以上のことから、今回、市民部会の条文案を作成するにあたり、次の項目を盛り込む予定としている。

（市民の権利）

子どもも、年齢に応じたまちづくりへの参画を行うことができること。

解説）市民の定義は、広く設定しているため当然子どもも市民に含まれているが、参政権がない子どもにおいても何らかの形でまちづくりに参画できることを別出しにしたものである。

子どもは、地域社会を担う市民として健やかに育つ環境を求めることができること。

解説）まちづくりを継続していくためには、まず、次の世代に確実に地域社会を担ってもらうことが必要であろうとし、そのためにも子どもには、健やかに育つ環境を求めることができることを敢えて別出しにしている。

（市民の責務）

将来の地域社会を担う子どもが、健やかに育つ環境作りに努めること。

解説）市民として、次世代を育てる意味も含め、大人の目線から子どもを家庭・地域・学校等が連携して育てる環境作りが必要であることを謳う予定である。